

## 各種加算等

| 加算等              | 単位数            | 備 考  |
|------------------|----------------|--|
| 特別管理加算（Ⅰ）        | 500 単位 / 月     | 特別な管理を必要とする利用者で、気管切開など、厚生労働省が定めた状態である場合                  |
| 特別管理加算（Ⅱ）        | 250 単位 / 月     | 特別な管理を必要とする利用者で、人工肛門など、厚生労働省が定めた状態である場合                  |
| 緊急時訪問看護加算        | 290 単位 / 月     | 計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行った場合                             |
| ターミナルケア加算        | 2,000 単位 / 死亡日 | 死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケア実施                         |
| 初期加算             | 30 単位 / 日      | 利用開始日から 30 日加算   |
| 退院時共同指導加算        | 600 単位 / 回     | 退院、退所時に多職種共同で在宅での療養上の指導を行った後、初回の訪問看護を行った場合               |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ | 640 単位 / 回     | 介護福祉士の割合が 40% 以上   |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ）ロ | 500 単位 / 回     | 介護福祉士の割合が 30% 以上   |
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ）  | 350 単位 / 回     | 常勤の占める割合が 60% 以上   |
| サービス提供体制強化加算（Ⅲ）  | 350 単位 / 回     | 勤続年数が 3 年以上の割合が 30% 以上                                   |
| 介護職員処遇改善加算       | 13.7%          | 介護従事者の賃金水準維持の為   |
| 介護職員等特別処遇改善加算    | 6.3%           | 介護従事者の賃金水準医師の為   |
| 定期巡回総合マネジメント体制加算 | 1000 単位 / 月    | 定期巡回、小多機、看多機において、利用者の状況に応じて随時計画を見直していることや、地域との交流を図っていること |